はじめに

元禄期に将軍綱吉が、牧野成貞や柳沢吉保を側用人に登用して政治を行ったことは知られている。また、元禄期の幕府財政は、将軍綱吉を行ったことは知られている。また、元禄期の幕府財政は、将軍綱吉による寺院造営や修復、諸大名邸への御成りなどによる支出増大、商品生産の発展や物価騰貴により、幕府財政が悪化した時期とされる。これらの経済政策は、綱吉側近を軸として、勘定方役人によって運営された。特に柳沢吉保が側用人、荻原重秀が勘定差添役(後の勘定吟された。特に柳沢吉保が側用人、荻原重秀が勘定差添役(後の勘定吟された。特に柳沢吉保が側用人、荻原重秀が勘定差添役(後の勘定吟された。特に柳沢吉保が側用人、荻原重秀が勘定差添役(後の勘定吟された。特に柳沢吉保が側用人、荻原重秀が勘定差添役(後の勘定吟された。特に柳沢吉保が側用人、荻原重秀が勘定差添役(後の勘定吟された。特に柳沢吉保を側用人に登用して政治

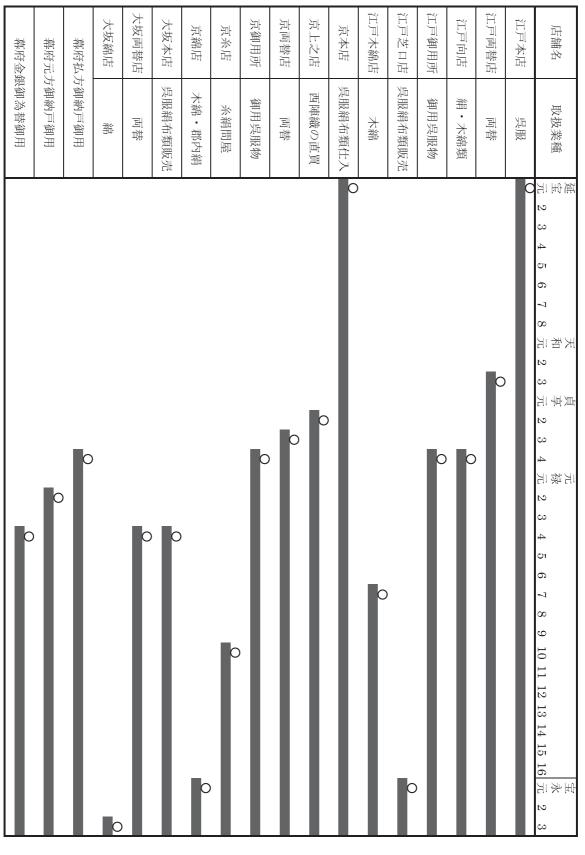
大 橋 毅 顕

の中核にあり江戸城を離れることはなかったといわれている。

為替御用の成立期以降の研究も見られるようになった。 高品流通史の観点から為替研究も進展し、幕府為替御用の仕組みや取商品流通史の観点から為替研究も進展し、幕府為替御用の仕組みや取明の流れが明らかにされた。幕府為替御用を拝命した三井家については、賀川隆行が、三井両替店は幕府の公金御為替を引き受けて以来、は、賀川隆行が、三井両替店は幕府の公金御為替を引き受けて以来、は、賀川隆行が、三井両替店は幕府の公金御為替を引き受けて以来、は、賀川隆行が、三井両替店は幕府の公金御為替御用の仕組みや取高品が、為替仕法の概略に留まるが、為替御用の成立期以降の研究も見られるようになった。

従来の研究は、大坂御金蔵から為替御用達が銀を受け取った後の取引の流れを中心に分析するもの、三井家の経営の中で論じられたものが多かった。しかし、その一方で、為替御用に指示を出す政策主体にが多かった。しかし、その一方で、為替御用に指示を出す政策主体に所の経済政策に注目する意義は大きいと考える。また、元禄期の経済政策は、幕府財政の圧迫および、その補填のために元禄八年(一六九五)から始まる貨幣改鋳を実施したこと、荻原重秀と金座・銀座が利ま)から始まる貨幣改鋳を実施したこと、荻原重秀と金座・銀座が利度に、幕府がら結び付き賄賂を取っていたことなどが強調されてきた。そのため、新興商人である三井家と幕府為替御用達が銀を受け取った後の取時代を考える上でも有効である。

表 1 三井家の出店状況と幕府御用拝命年



(注)『三井事業史』本篇第一巻(三井文庫、1980年)より作成。作表中の○は開店年・拝命年を示している。

意義を検討する。
意義を検討する。
意義を検討する。
意義を検討する。
の本稿では、幕府の経済政策の一部を担う為替御用の沢吉保と為替御用達との関係について検討すること、③阿部正武や柳た点に留意しつつ本稿では、幕府の経済政策の中に為替御用を位置づけること、②為にいるに留意しつの本稿では、幕府の経済政策の一部を担う為替御用の正点を挙げ以上の先行研究整理を踏まえ、本稿の課題として以下の三点を挙げ

幕府為替御用の制度

(1) 創業期三井家の概要

制業期三井家の出店状況と幕府御用拝命した年を表1に示した。三井高利が延宝元年(一六七三)に江戸に呉服店(江戸本店)、京都に呉服仕入店(京本店)を開き、その後、天和三年(一六八三)に江戸真享年間には江戸と京都において複数の呉服店を開いた。なお、この時期に三井家は松坂から京都において複数の呉服店を開いた。なお、この時期に側用人牧野成貞の推挙によって、幕府払方御納戸御用達商人の地また、元禄二年には御元方御納戸御用も拝命した。これにより、江戸また、元禄二年には御元方御納戸御用も拝命した。これにより、江戸また、元禄二年には御元方御納戸御用も拝命した。これにより、江戸また、元禄二年には御元方御納戸御用も拝命した。これにより、江戸また、元禄二年には御元方御納戸御用も拝命した。これにより、江戸また、元禄二年には御元方御納戸御用も拝命した。これにより、江戸は、京都・大坂の三都に共和三井家は、呉服業の成功と両替店の堅実な発展により成長したのである。

(2) 幕府為替御用の拝命

元禄三年六月、江戸両替町(中央区日本橋本石町)・駿河町(中央

った。
□□の後、三井家と他一○名が分離し、三井組と十人組と称するようにな 商人で、越後屋八郎兵衛以外の一一名は江戸本両替仲間に加入してい この一二名は江戸本両替町・駿河町・本銀町・室町三丁目に店を持つ 郎兵衛(高平)と両替店の三井次郎右衛門(高伴)の二名が応じた。 三郎兵衛の一二名であった。なお、他にも希望を出した商人がいたよ 門・海保屋六兵衛・和泉屋 のは、越後屋八郎兵衛、三井次郎右衛門、坂倉屋三郎左衛門、中川屋 希望するものは名乗り出るように、とのことであった。これに応じた 御金蔵にある金銀の為替による送金御用を申付けることになったので ように連絡があり、町奉行からの申し渡しが伝えられた。幕府が大坂 区日本橋室町)の両替屋は全員、町年寄の奈良屋市右衛門方へ集まる ることになった。この一二名は、はじめは一二名一組であったが、そ る両替屋であった。 うであるが構成員に入っていない。三井家からは、呉服店の越後屋八 清三郎・大坂屋六右衛門・海保屋半兵衛・島屋喜兵衛・海保屋伝左衛 名乗り出た一二名は元禄四年に為替御用を拝命す (泉屋) 三右衛門·朝田屋与兵衛·中川

右衛門・細井戸市郎右衛門が加入している。為替御用の構成員についた。 大塚 で で で で で で が が 早 いのは 中川屋三郎兵衛で 明暦三年(一十五七)で あり、三井が が 早 いのは 中川屋三郎兵衛で 明暦三年(一十五七)で あり、 三井 が 2 に 入が 2 に 入が 2 に 入が 2 に 入が 3 に 大坂 に 住 2 を 持 つ 商人が 1 人で 、 京 都 ・ 大坂 ・ 江戸 および 京都 ・ 大坂 に 住 2 を 持 つ 商人が 1 人で 、 京都 ・ 大坂 ・ 江戸 および 京都 ・ 大坂 に 住 2 を 持 つ 商人が 1 人で 、 で あり、 三井 が 2 に 入が 2 に 入が 2 に 入が 2 に から に で あり、 三井 が 2 に 入が 3 に 入が 2 に 入が 3 に 入が 4 に 入

ては、 かったことが挙げられる。 組 の構成員は異動が激 三井家を除く十人

元録四年未二月、 宰領ニ [史料1] 於御宅、 阿部豊後守殿江御窺之 遂御吟味、 と思召被仰出候処、 御救御為替二可 被仰渡候者、 御吟味諸星伝左衛門様 有奉存御大切可相勤旨、 候者共之内被聞召及被 蔵御金銀是迄大御番 奉行中様御三人御立会 上右御用被仰付候間難 定御奉行松平美濃守様 候勤方之書付尤二思 荻原彦次郎様、 し被遊候所、 殊両替商売手広仕 而御伝馬ヲ以 稲生伊賀守様、 「御老中」 大坂御 r被仰付 道中為 御勘 御 御 衆 金 金

衣乙	2 為省御用達問人の本連省中间加入時期								
	両替商	和暦	西暦	月	享保2年時の拠点				
1	中川屋三郎兵衛	明暦3	(1657)	8	江戸住宅				
2	坂倉屋三郎左衛門	万治1	(1658)	3	江戸住宅				
3	海保屋伝左衛門	万治1	(1658)	3	宝永7年から正徳5年の間に本両替仲間を脱退				
4	海保屋六兵衛	万治1	(1658)	8	江戸住宅				
5	和泉屋三右衛門	万治1	(1658)	8	江戸住宅				
6	朝田屋與兵衛	寛文2	(1662)	3	江戸住宅・大坂ニ店所持				
7	島屋喜兵衛	寛文3	(1663)	8	宝永7年から正徳5年の間に本両替仲間を脱退				
8	大坂屋六右衛門	寛文4	(1664)	3	江戸住宅				
9	海保屋半兵衛	寛文10	(1670)	8	江戸住宅				
10	中川屋清三郎	天和1	(1681)	8	江戸住宅・京大坂ニ店所持				
11	三井次郎右衛門	元禄 1	(1688)	3	京住宅・江戸大坂ニ店所持				
(2)、一块之城后『整体学社长小学眼柳』一次考学校(田本本内 1000年) 田本本 医板 『芒柳柳八学点 [原光本] デル (2)									

⁽注)三井高維編『新稿両替年代記閱鍵』二巻考証篇(岩波書店、1933年)、岩生成一監修『京都御役所向大概覚書』下巻(清文 堂出版、1973年)より作成。なお、作表中に、越後屋次郎右衛門の名前がないのは越後屋は呉服屋のため本両替仲間に加入 していないためである。

尤御老中様方江御礼二参上仕候様被仰渡候事

相廻候事 右御礼 御 老中様 御勘定御奉行様· 御吟味様方・御金奉行様方へ

史料 1 は、 元禄四年二月に勘定奉行の松平美濃守重良貿

彦次郎重秀、 正武へ問い合わせた上で御用を申しつけたため大切に勤めるようにと 永井内蔵助信晟) のことであった。また、老中・勘定奉行・ 商売を手広く行っている者たちの中から吟味をし、 御救いのため為替を命じたこと、 蔵の金銀はこれまで大番衆の宰領で伝馬による輸送であったが、 回りを命じている。 く 同奉行の 稲生伊賀守正照、 金奉行の三人(大柴清右衛門祐栄・大岡喜右衛門忠通 が評議したものである。 勘定吟味役の諸星伝左衛門忠直 ②差出勤め方の書状には、 勘定吟味役・金奉行へお礼 評議の内容は、 老中の阿部豊後守 の屋敷に ①大坂御 特に 一両替 道 お 中 金

れていたのであろうか。 [史 料 2⁽³³⁾

3

幕府為替御用の内容

幕府為替御用が開始された当初はどのような方法で為替取組が行わ

幕府為替御用の請負内容についてみていく。

差上申一札之事

大坂御金蔵

る江戸御金蔵

江金銀被指下候ニ 一付、 為御替被遊候積

請合奉願候事

銀五百貫目迄者、 何時成共於大坂御渡被成候ハ、、 日数六十日限

……- 一ケ月置ニ成とも、請取次第六十日限上納之積り、何迄も御請負可一ケ月置ニ成とも、請取次第六十日限上納之積り、何迄も御請負可而於御当地金子上納如此、銀高多少ニ不依毎月は不及申、自然ニ者

銀子上納可仕事一街当地ニ而銀子御用之節は、大坂ニ而御渡被成候銀高之内半分ツ、一街当地ニ而銀子御用之節は、大坂ニ而御渡被成候銀高之内半分ツ、一右両替之儀は其時々大坂之相場次第、於御当地金子上納可仕候事

金銀包之儀三井次郎右衛門包ニ而上納可仕候事

事ニも可被仰付候、少も違儀申上間敷候、仍如件 歴候而自然御為替金銀遅滞仕ニおゐてハ右家質被召上、其上何様之曲 町並売券直段之儘ニ而不断差上置可申候、勿論拙者共は如何様之儀御 町立元後御当地上納可仕候、依之両人分為家質代金八千四百両之家屋敷 は知何様之儀御

元禄四年未二月廿五日

本銀町弐町目

越後屋八郎兵衛

駿河町

三井次郎右衛門

大柴清右衛門殿

大岡喜右衛門殿

永井内蔵助殿

と、①三井家が大坂御金蔵から貨幣を受け取ってから、江戸御金蔵へ宛に差し出した為替請負証文である。証文に記された内容をみてみる郎右衛門(高伴)が江戸の金奉行(大柴祐栄・大岡忠通・永井信晟)史料2は、元禄四年二月二五日、越後屋八郎兵衛(高平)と三井次

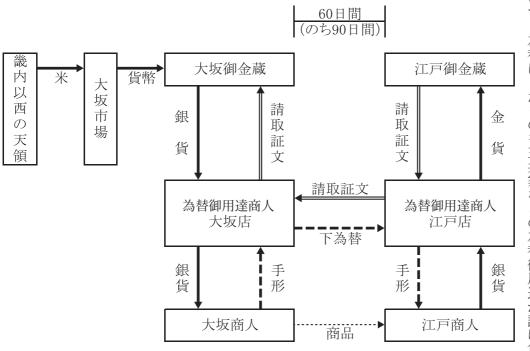
なり、幕府の金銀為替御用達三井組として特別に包封したものである。 で、それに対する担保として家質八四〇〇両を三井が差し出すこと、 こと (一般的には後藤包)、⑥以上の内容で為替御用を引き受けるの ⑤金包み、銀包みともに三井次郎右衛門包みでの上納を認めてほしい 銀相場は江戸の銀相場ではなく、その時の大坂の金相場とすること 取高の半分にすること、④金の上納の場合、金と銀の交換に際して金 すること、③江戸で銀が入用の際は銀の上納も認めるが、大坂での受 幕府に差し出した。 金を為替に組むために多数の町屋敷を購入し、家質を担保物件として 幕府公金の送金であるが、為替御用達は公金を無利息で運用する事が である。なお、三井次郎右衛門包みは後に為替組包 納入する期間は六○日であること、②大坂御金蔵からは銀で受け取 できた。当初は六○日でのち九○日以内となった。三井家は多額の公 (上限は銀五○○貫目)、江戸御金蔵へは金で上納することを原則と また、為替御用の仕組みを図1に示した。まず、大坂から江戸への (別名三井包)と

で呉服の仕入れをして江戸で販売することも可能であったのである。 次に大坂・江戸の商人間の逆為替については、①為替御用達が大坂高人な金を資金として運用していた。つまり、上納期間内であれば、京都公金を資金として運用していた。つまり、上納期間内であれば、京都公金を資金として運用していた。つまり、上納期間内であれば、京都公金を資金として運用していた。つまり、上納期間内であれば、京都公金を資金として運用していた。つまり、上納期間内であれば、京都公金を資金として運用していた。つまり、上納期間内であれば、京都公金を資金として運用していた。つまり、上納期間内であれば、京都公金を資金として運用していた。つまり、上納期間内であれば、京都公金を資金として運用していた。つまり、上納期間内であれば、京都公金を資金として運用していた。つまり、上納期間内であったのである。

為替御用に関する幕府からの指示

(1) 江戸御金蔵への為替上納

ついて、為替にしたものを三井家などの為替御用達が請け 幕府為替御用は、 幕府が大坂御金蔵 から江戸御金蔵 へ の 金銀移 負うも 動に



(注)新保博「御金蔵為替の成立についての一考察」(『三田学会雑誌』64巻8号、1971年) 田谷博吉『近世銀座の研究』(吉川弘文館、1963年)等を参考にして作成。

小田切土佐守殿

人から指示を受けていた。 あった。これについて、為替御用達は為替取組について幕府勘定方役

更料 3。

替相場相極 御勘定頭ゟ可被申越 此度員数之儀者、 而金子を以相納候節、 従大坂御金蔵江戸御金蔵江金銀差下候儀、 銀 子相渡可有勘定候、 御勘定頭ゟ添状之通右之者共ニ可被相渡候、 候、 且又御勘定頭ゟ金高可申遣候間、 向後度々右之町人共為替金銀請取候者、 以上 且又大坂ニて銀子請取、 当所町人共為替請負候二付 於其他時 委細 江 御勘 々両 戸

元録四未

閏二月

相模 山 城

印 印

就御用上京

豊後

加賀 印

小尾市郎左衛門殿 八木庄兵衛殿 加藤平八郎殿

小林重右衛門殿 服部半左衛門殿

忠昌・大久保加賀守忠朝が連名で、大坂町奉行の小田切土佐守直 史料3は、 元禄四年閏二月に、老中の土屋相模守政直 戸 田 Ш 利窃城・守

図 1

幕府為替御用の仕組み

の時の金銀相場で金高に見合った銀を勘定するということである。 東の時の金銀相場で金高に見合った銀を勘定するということである。老果・服部半左衛門保儀・小林十右衛門直政宛に出したものである。老某・服部半左衛門保儀・小林十右衛門直政宛に出したものである。老東・服部半左衛門保儀・小林十右衛門直政宛に出したものである。老本・服部半左衛門保養・小林十右衛門直政宛に出したものである。老太の時の金銀相場で金高に見合った銀を勘定するということである。

定頭の主導性を見ることができる。金蔵の金銀を江戸に移動させる際には、江戸御金蔵を管理していた勘ており、大坂側の裁量で決めることはできなかったのである。大坂御のまり、江戸の勘定方が大坂で渡される為替の高(額面)を決定し

(2)幕府経済政策に関わる為替取組

で関わってくることになる。為替御用の実態を見ていく。展への対応として捉えられている。幕府為替御用もこれらの政策の中貨幣改鋳をはじめとする元禄期の経済政策は、幕藩制社会の経済発

[史料4]

置、五千五百ハ家質願下ケ申候事手前為御替ハ相止ミ申候、依之翌戌二月家質高之内三千両酒方ニ残落座為替ハ寶永二年酉十二月箔座ゟ直納相願、向後直納ニ被仰付、製此為家質八千五百両差上相勤申候事

事」とあり、荻原重秀が関与している。 中の法令は、京都箔座もたものと考えられる。なお、酒造統制令は 一三次株改め)が関係している。柚木学の研究を踏まえると、元禄一〇年の活造進上之儀被仰出候通、可得其意候、委細は荻原近江守に承べき 一三次株改め)が関係している。柚木学の研究を踏まえると、元禄一〇年の活造を出む依頼をしたものと考えられる。なお、酒造統制令(第三次株改め)が関係している。柚木学の研究を踏まえると、元禄一〇年の活造を出している。 一三次株改め)が関係している。柚木学の研究を踏まえると、元禄一〇年の活造を記し出して 一三次株改め)が関係している。 一三次株改め)が関係している。 一三次株改め)が関係している。 一三次株改め)が関係している。 一三次株改め)が関係している。 一〇年の酒造統制令(第一〇年の活造統制令(第一〇年の活造を記し出して 一〇年の活造を記し出して 一〇年の活造を記し出して 一〇年の活造統制令は 一〇年の活造が 一〇年の活造統制令は 一〇年の活造統制を 一〇年の活造を 一〇年の活造が 一〇年の活造を 一〇年の活造を 一〇年の活造を 一〇年の活造を 一〇年の活造を 一〇年の活造を 一〇年の活造が 一〇年の活造を 一〇年の活造を 一〇年の活造を 一〇年の活造を 一〇年の活造を 一〇年の活造を 一〇年の活造を 一〇年の活造を 一〇年の活造を 一〇年の 一〇年の

たのであった。
上為替分として残しておき、五五〇〇両分の家質の願い下げを申し出止となった。これにより翌三年二月に家質高のうち三〇〇〇両は酒運止となった。これにより翌三年二月に家質高のうち三〇〇〇両は酒運また、箔座為替については、宝永二年(一七〇三)一二月に箔座よ

更料 5

元禄十二卯年八月十一日、荻原近江守様ゟ三井次郎右衛門 仕、 右四人江御渡可被遊間、 様江参上仕候様被仰下、 右衛門・中川清三郎・ 御用可相勤旨被仰渡 手前并十人組一所二相勤候京都御為替之事 朝田屋與兵衛、 則十二日四時右四人参上仕候處、 為替仕差下、 (後略 明十二日四ツ時右四人近江守 於御當地時々相場を以金納 此御銀於京都 吉田與一

されている。

で称為替御用に関するものである。元禄一二年八月一一史料5は、京都為替御用に関するものである。元禄一二年八月一一史料5は、京都為替御用に関するものである。元禄一二年八月一一

[史 料 6]

銀座拝借金為替御用之事

為替証文相渡候

高替証文相渡候

高世五日朝銀座

高替証文相渡候

高世五日朝銀座

高替証文相渡候

高世五日朝銀座

高替証文相渡候

高世五日朝銀座

高世五日明銀座

高世五日朝銀座

高世五日朝田

高世五日朝田

高世五日朝田

高世五日朝田

高世五日朝田

高世五日朝田

高世五日

重秀が銀座へ銅座御用(大坂銅座)の拝借金一万両を命令したが、こ二月二〇日に三井家の者が勘定奉行荻原重秀に呼び寄せられた。荻原史料6は、銀座拝借金の為替御用に関するものである。元禄一四年

[史料 7]

合金壱万両者 後藤包也請取申為御替金子之事

元禄十四年巳二月廿七日 三井治郎右衛門 江守様仰渡候付、於当所慥請取申所実正也、右之金子五千両者来月廿之、此手形引替可申候、仍請取為替証文如件之、此手形引替可申候、仍請取為替証文如件之、此手形引替可申候、仍請取為替証文如件

元禄十四年巳二月廿七日 三井治郎右衛

至

岸部次郎右衛門殿

右之為替御老中様方御評儀之上被為仰付候御事之由、荻原様ニ而被仰

渡候

爰許ニ而入置候証文と、右九郎右衛門請取手形と引替相済申候(後略)取証文弐通到着、依之四月廿四日ニ関久右衛門江手紙を以申入、前方右銀座為替壱万両於大坂日限之通両度ニ相渡、彼地中村九郎右衛門請

要料7は、史料6の続きである。為替に記載されている内容は以下の三点である。①金一万両は銅座御用について大坂銀座へ送る為替にのまで、②荻原重秀の指示により、一万両は江戸で受け取り、五○○両は三月二六日まで、残りの五○○○両は四月一○日までに大坂の銀座へ渡すこと、③請取証文は手形と引き換えること、である。また、為替については老中が評議した上で命じたもので、荻原重秀に指示を出している。一万両の為替は大坂において、期限内に二回渡された。大坂で中村九郎右衛門が受け取った請取証文ニ通も到着した。四た。大坂で中村九郎右衛門が受け取った請取証文ニ通も到着した。四た。大坂で中村九郎右衛門へ手紙を出し、入置証文と請取手形の引用二四日に銀座の関久右衛門へ手紙を出し、入置証文と請取手形の引用二四日に銀座の関久右衛門へ手紙を出し、入置証文と請取手形の引用二四日に銀座の関久右衛門へ手紙を出し、入置証文と請取手形の引用二四日に銀座の関久右衛門へ手紙を出し、入置証文と請取手形の引用二四日に銀座の関へ右衛門へ手紙を出し、入置証文と請取手がの引用には、対しているのでは、のでは、対している。

策を決定していることを意味している。

一つまり、金・為替の流れとしては、①江戸銀座が三井家に金一万両を海座に渡されたものだと考える。また、銅座御用の為替について、料ではここまでの記述であるが、おそらく、④大坂銀座から為替一万両を調座に渡されたものだと考える。また、銅座御用の為替について、本中が評議して勘定奉行荻原重秀に指示を出している点は、江戸で政港で決議を決定していることを意味している。

[史料8]

朝鮮国より人参持渡候得とも、近年不勝手にて、早速代金才覚難成滞

手支無之様に可被致候、尤御引替之事候間、上納近年に相済候様可被上のために候ゆゑ、達上聞、当分御金三萬両御引替被仰付候間、人参候付、段々以書付被相願候趣、出羽守各江も申談候、人参之義は、世

二月廿七日

仕候、以上

阿部豊後守

宗対馬守殿

は、次の史料に詳しい。

は、次の史料に詳しい。

は、次の史料に詳しい。

は、次の史料に詳しい。

は、世上のためになるため、当面金三万両の引き替えを行った。人参貿易が手詰まりにならないように引き替談したところ、人参については、世上のためになるため、当面金三万両の引き替えを行った。

書付により願い出ており、

が決済の手立まるので、上納は近年に済ますように命じた。

三万両の引き替えを行った。人参貿易が手詰まりにならないように引き替いたところ、人参については、世上のためになるため、当面金三万を対した。

三万両の引き替えを行った。人参貿易が手詰まりにならないように引き替込が、次の史料に詳しい。

[史料 9] [58]

宗対馬守様拝借金御為替之事

殊ニ銀払底之砌大分之銀子壱人立候而者中々調兼可申と奉存候間、終ニ銀払底之砌大分之銀子壱人立候而者中々調兼可申と奉存候間、参不自由ニ付此度宗対馬守様御役人衆へ相渡、残分者役人衆と致相対に請取大坂為替ニ可仕之旨、尤右之内壱万弐千両分者致銀子ニ、当江請取大坂為替ニ可仕之旨、尤右之内壱万弐千両分者致銀子ニ、当に録十四年巳三月四日、暮方ニ近江守様ゟ御用之儀有之候間急ニ参一元録十四年巳三月四日、暮方ニ近江守様ゟ御用之儀有之候間急ニ参

候得者、 三右衛門、 尤ニ思召、 清 三郎、 右御用四人江被為仰付候 与兵衛、 私四人江被仰付被下候様ニと御願申上 (後略

府の目的は、 ける三万両分の為替取組を依頼している。また、銀高騰のため、三井 衛門、 け負う商人間の要望等は聞き入れていたことが分かる。 家のみでは調達できず、他の三人と共同で調達することとなった。 るが、銀が高騰している時期に三万両の銀を一人で調達するのは難し 日を延ばして渡す旨を命じられた。三井家としては大切な御用ではあ ることとなった。これについて、三井家が受け取って大坂為替を組み た。人参貿易が不自由のため、宗対馬守義方へ拝借金三万両を許可す 夕方頃に荻原重秀から御用があるので早急に参上するように命じられ らうように願い出たところ、四人へ命じられたということである。 いという事情があった。そのため、幕府の為替御用を勤める泉屋三右 一万二〇〇〇両分は銀で三月二〇日までに大坂の宗義方の役人衆へ渡 ここでは、 史料9は宗氏の拝借金に関するものである。 元禄一四年三月四日の 残りの一万八○○○両は銀が高騰しているため、役人衆と相談し 中川清三郎、 荻原重秀が三井家に、幕府が宗氏に拝借金として貸し付 無事に宗氏に為替が行き渡ることであり、 朝田屋与兵衛、三井次郎右衛門の四人に命じても 為替御用を請

Ξ 御用達商人の格式

(1) 年頭の御目見

寺などが挙げられる。 御用達商人の格式については、元禄期に御用達になった書物師出雲 為替御用を請け負う商人たちも、 御目見や献上

を願っている。

[史 料 10®

御目見献上物発端之事

元禄十二年卯年十二月廿四日夜、 認、 手紙到来、 数書附相認、 御使江御返書一所二相渡ス 御為替御用始而被仰付候、 差上申様被仰下候付、 大村與右衛門様ゟ四人之名宛之御 四人寄合相談之上、 年数并御目見之儀奉願候、 左之書附相

年

覚

一元禄四未年為御替御用被為仰付、 願之儀ハ亥年台当年迄五ヶ年、 拾壱人共年々奉願候、 当年迄九ヶ年相勤来申候、 以上 御目見

卯十二月廿四日 四人

大村與右衛門様

寫上候 様
ら三井
次郎右衛門方へ右之通寫差上可申旨被仰下、 右書附差上候所、 翌廿五日朝、 井戸対馬守様江被遣候由、 則十二月廿五日 永井内蔵助

は亥年より五年間毎年一一人で願い出ていることが書かれていた。 禄四年に為替御用を仰せつかり、九年間勤めてきたこと、御目見の件 ものであった。 朝田屋与兵衛)に手紙が届いた。内容は幕府の為替御用を始めてから の年数と御目見を願い出ている年数を書き記して寄こすようにという 衛門貞義より四人宛(三井次郎右衛門・泉屋三右衛門・中川清三郎 史料10によれば、元禄一二年一二月二四日夜に、 四人は相談して大村宛に返書を出した。 金奉行の大村与右 返書には、元 返

書は翌二五日朝に、 されていること確認できる。 った。表3は、 年始御礼までの流れである。一二月晦日まで指示が出 勘定奉行の井戸対馬守良弘に届いたとのことであ

老中・ 奉行の井戸良弘と荻原重秀、久貝因幡守正方の三人が参上し、 違いがないか確認をした。その後、将軍綱吉に御目見をして退出した には特にお礼をしたということであった。 翌辰年の正月三日に、四人は六つ半 指示された席に詰めていたところ、五つ時 側用人・若年寄・ 町奉行・勘定奉行にお礼廻りに行き、金奉行 (午前七時頃) に江戸城へ参上 (午前八時頃) 席に間 に勘定

(2) 八朔・歳暮の御目見

年始の御目見に続いて、 八朔・歳暮についても御目見の願 が許さ

[史料1]

門・清三郎・与兵衛同道、 御月番清左衛門様江右御請伺公可仕旨被仰下、 中形縮綿五端差上可申旨、 尤御老中様方江ハ御目見相済候後御礼ニ参上仕候様との御事ニ候 衛門御伺申上候所、 元録十三辰年七月廿一日、 七月廿二日、 七月廿五日、 御願申上置候八朔·歳暮御目見之儀首尾能被為仰付候間、 御勘定御頭様方并御町奉行所江も右御礼四人相廻 献上物之儀以書付諸星清左衛門様江次郎右衛門・三右 翌廿六日、 清左衛門様・内蔵助様御両所江参上仕候 久貝因幡守様被仰渡候旨御請申上候 小泉市太夫様・諸星清左衛門様ゟ御手紙到 於御金蔵清左衛門様被仰渡候者 則次郎右衛門・三右衛 今日中 八朔

年始御礼までの流れ 表3

	rī	1K O		-4							
用人	八朔	月	日		内容						
様 •	27、御城江四人罷出、御目見首尾克奉申上、夫ゟ御老中様・	12	24	夜	金奉行の大村与右衛門貞義より三井・泉屋・中川・朝田屋の4人へ手紙が届く。						
若		12	25	朝	勘定奉行の井戸対馬守良弘へ返書が届く。						
御老中様方・両町奉行所・御勘定御奉行様江御礼相		12	25	朝	金奉行の永井内蔵助信晟より三井次郎右衛門へ返書の写しを提出するよう指示が出る。						
		12	25	夜	三井方は返書の写しを準備する。						
		12	26		金奉行大村のもとへ4人と坂倉屋三郎左衛門。嶋屋作兵衛・海保半兵衛が参上したところ、大村が数年来御目見えを願い出ていた件について、今回は4人御目見えが許可された。また以前から11人同様に願い出ていたが、大勢一同では望ましくなく、残り7人は近いうちに願い出るようにとのこと。4人の他に坂倉屋・嶋屋・海保屋を呼び出したのは、この内容を伝えるためであり、江戸城において老中の阿部豊後守正武より井戸対馬守へ言いつけになった。4人へ下された書付の写しは、三井次郎右衛門・泉屋三右衛門・中川清三郎・朝田屋与兵衛の願い通り、年始御目見えを許可するものであった。献上物一切は26日のうちに井戸対馬守のもとへ参上し尋ねるようにということ。						
		12	26	_	井戸対馬守のもとへ4人がお礼に参上し、献上する品を申上げ、27・ 28日は書付などを差上げ、準備をし、29日に差上げる書付を済ませた。						
		12	晦	_	中川清三郎が井戸対馬守のもとを訪ねる。井戸が老中たちへ尋ねたところ、御目見えは正月三日で、献上物は色縮緬五反で、格式は銀座・朱座・箔座と同列であった。勝手がよく分からない場合は、銀座・朱座・箔座の者へ尋ねるように言いつけられた。その時に年始御目見えに出頭せよという内容の書付が下され、その日のうちに請書を差上げた。						
廻候	御側	(泊	E) [御月	用留抜書 弐」(三井文庫所蔵史料 本205)より作成。						

盛明より手紙が届き、 左衛門・永井内蔵助、 首尾よく命じられた。 史料11は、元禄一三年七月に御金奉行の小泉市太夫・諸星清左衛門 そのため、三井・泉屋・中川 願い出ていた八朔・歳暮の御目見については、 勘定頭、 町奉行所のもとへ伺候した。二二日に ・朝田屋は諸星清

中、側用人、若年寄、町奉行所、勘定奉行へ御礼廻りをした。は、江戸城へ四人が参上し、首尾よく御目見と献上をし、その後、老衛門へ伺い、二六日に献上物は中形縮緬五反と命じられた。八朔当日勘定頭・町奉行所へ御礼廻りをし、二五日に献上物について諸星清左

更 料 12₆₅

例年之通、八朔之御礼二罷出筈之間、可得其意候、如毎献上物且又可

持参候、以上

七月廿九日 戸備前守

三井治郎右衛門との

泉屋三右衛門との

中川清三郎との

朝田屋与兵衛との

安廣が三井・泉屋・中川・朝田屋に対して献上物を持参するように指奥料12は、八朔のお礼に関するものである。勘定奉行の戸川備前守

[史 料 13回 示を出している。

御金奉行様へ御廻状来候旨、翌廿二日御手紙ニ而御廻状永井内蔵助様元録十三辰年十二月廿一日、歳暮献上物之儀願之通、井戸対馬守様ゟ

御為替御用人

台被遣候写如左

三井次郎右衛門

泉屋三右衛門

中川清三郎

朝田屋与兵衛

二、願之通献上候様二被仰渡候間其旨可被申渡候、已上右之者共歳暮御礼申上候節、綿十把献上仕度旨今日御老中江相窺候処

十二月廿一日 井戸対馬守

永井内蔵介殿

小泉市太夫殿

諸星清左衛門殿

杉山久助殿

行所・御勘定御奉行様かた・御金奉行様方、右御礼相廻申候事(後略)相済、夫ó御老中様方・若御老中様かた・御側御用人様方・両町御奉十二月廿八日五ツ時、四人同道御城江罷出、歳暮御礼奉申上、献物仕

側用人、町奉行所、勘定奉行、金奉行へ御礼廻りをした。 のいて、勘定奉行の井戸良弘から金奉行へ廻状が来た。翌二二日に手 大夫・諸星清左衛門・杉山久助信行に宛てたもので、為替御用人の三 井・泉屋・中川・朝田屋が歳暮御礼に綿一○把を献上したい旨を老中 に伺ったところ、願いの通り献上するように命じた。という内容であった。二八日に四人は登城し、歳暮御礼・献上をして、老中、若年寄、った。二八日に四人は登城し、歳暮御礼・献上をして、老中、若年寄、のた。二八日に四人は登城し、歳暮御礼・献上をして、老中、若年寄、のた。二八日に四人は登城し、歳暮御礼・献上をして、老中、若年寄、のた。二八日に四人は登城し、歳暮御礼・一日に、歳暮献上物を願い出た件に 世科13は、元禄一三年一二月二一日に、歳暮献上物を願い出た件に

まれりに

本稿の課題に即して論点整理をし、残された課題を提示したい。以上、元禄期の経済政策を幕府為替御用と関連させて検討してきた。

第一に、幕府為替御用を請け負う為替御用達は江戸の本両替仲間から選ばれており、幕府の公金を扱う商人は江戸が主体となっていた。また、大坂御金蔵の金銀を為替によって江戸へ送金する際も為替金高すが優先され、江戸の勘定方が主導していた。三井家は大坂から江戸への幕府公金の送金以外にも、銀座拝借金による大坂の銅座御用、京都箔座・酒運上金の送金、人参貿易のため宗氏へ拝借金の為替を組むこともあった。為替は幕府公金の送金以外にも様々な用途に利用されていた。経済政策に関わる大部分は、公金為替が組まれたものと考えられる。

た。

で

い

で

の

お

に

、

為

替

御

用

を

は

、

な

だ

の

が

で

成

の

お

こ

と

に

な

が

の

お

に

、

は

の

お

に

、

は

の

お

に

、

は

の

お

の

は

、

は

の

は

、

は

の

は

、

は

の

は

、

は

の

は

、

は

の

は

、

は

の

は

、

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

は

の

策は、老中および勘定方役人が評議をして為替御用達へ指示を出しての送金、人参貿易などに関わっていた。つまり、為替御用に関する政吉保が老中に就任してからは、大坂の銅座御用、京都箔座・酒運上金漕の開始については老中阿部正武が関わっていた。元禄七年に柳沢第三に、阿部正武や柳沢吉保と為替御用達との関係について、為替

め、国元を不在にしていたが、幕政に関わるとともに、元禄期の経済達であった。阿部正武と柳沢吉保は、ともに幕府要職に就いていたたいる。指示系統は老中―勘定方役人(勘定奉行、金奉行)―為替御用

政策の指揮を執っていたのである。

- 註
- (1)野成貞と柳沢吉保」(同『近世史の群像』吉川弘文館、一九七六年)。 栗田元次『江戸時代史 上巻』(近藤出版社、一九七六復刻)、北島正 元「牧
- (2)本の歴史19 児玉幸多『日本の歴史16 元禄時代』(小学館、一九七五年)。 元禄時代』(中公文庫、一九七四年)、尾藤正英『日
- (3)年)、同編『日本の時代史16 出版社、二〇一〇年)、深井雅海『日本近世の歴史3 綱吉と吉宗』(吉川弘文 塚本学『徳川綱吉』(吉川弘文館、一九九八年)、福田千鶴『徳川綱吉』(山川 九七五年)、高埜利彦『日本の歴史13 元禄・享保の時代』(集英社、一九九二 辻達也 『享保改革の研究』 (創文社、一九六三年)、大石慎三郎 『元禄時代』 (岩波書店、一九七○年)、藤野保『新訂幕藩体制史の研究』(吉川弘文館、 二〇一二年)など。 元禄の社会と文化』(吉川弘文館、二〇〇三年)、
- (4) 深井雅海『徳川将軍政治権力の研究』(吉川弘文館、一九九一年)。
- (5) 『川越市史』第三巻、近世編(川越市、一九八三年)三〇〇頁
- (8) (7) (6) 藤井譲治『幕藩領主の権力構造』(岩波書店、二〇〇二年)。
 - 『阿部正武と徳川綱吉』(行田市郷土博物館、二〇一七年)。
- 喜 藩』(現代書館、二〇一五年)。 『近世関東地域社会の構造』(校倉書房、二〇〇一年)二〇頁、重田正夫『川 『新編埼玉県史』通史編3近世1(埼玉県、一九八八年)二九八頁、 、大舘右
- 替年代記』(岩波書店、 於ける御爲替組の発達眞相」(『社会経済史学』 松好貞夫『日本両替金融史論』(日本評論社、一九三二年)、三井高維編 一九三三年)、遠藤佐々喜「江戸時代の公金爲替制度に 第四卷第六号、 一九三四年)。 国
- (10)取引に関する 替組の利潤」(『社会科学論集』三号、一九七二年)、新保博「徳川時代の為替 再検討—」(『同志社商学』二〇巻一・二号、一九六八年)、 川弘文館 貨幣金融史の研究』(未来社、 中井信彦 六四卷八号、 一九六八年)、 一九六三年)、同「江戸幕府御為替の仕法―享保期銀座史料による 『幕藩社会と商品流通』(塙書房、 一考察―御金蔵為替を中心に―」(『神戸大学経済學研究年報』 一 一九七一年)、松尾涼「江戸幕府大坂御為替について」(『日 同 「御金蔵為替の成立についての一考察」(『三田学会雑 一九六一年)、田谷博吉『近世銀座の研究』(吉 一九六一年)、作道洋太郎 同 「江戸幕府御為 『日本

- 第四号、一九七一年) 本歴史』第二八三号、一九七一年)、大野瑞男「元禄末期における幕府財政の 端―「大阪御金蔵金銀納方御勘定帳」の紹介を兼ねて」(『史料館研究紀要
- (11) 賀川隆行『近世三井経営史の研究』(吉川弘文館、一九八五年)。

(12)

- 二〇一六年)、『荒木両替店文書』(京都大学総合博物館、二〇一八年)。 第四六号、二○一二年)、大野瑞男「大坂金蔵の性格と収支」(『三井文庫論叢 叢』第四四号、二○一○年)、同「御為替三井組の御用関係帳簿類について(2) 第四九号、二○一五年)、同「大坂金蔵拝借帳について」(『同前』第五○号 の御用関係帳簿類について(3)十人組作成の帳簿・失われた記録」(『同前 訂正・注記から考える」(『同前』 第四五号、二〇一一年)、同「御為替三井組 係帳簿類について―寛政四・五年の京・大坂両替店史料を例に」(『三井文庫論 応―」(『白山史学』第三十号、一九九四年)、村和明「御為替三井組の御用関 曲田浩和「享保六、七年における公金為替について―迅速な公金輸送の対
- (13)波書店、一九六四年)、高埜利彦『日本の歴史13 3)、大石慎三郎『将軍と側用人の時代』(講談社、 辻達也『享保改革の研究』(前掲注3)、北島正元『江戸幕府の権力構造』(岩 元禄・享保の時代』(前掲注 一九九五年)など。
- (14) 石川健次郎・安岡重明「商人の富の蓄積と企業形態」(安岡重明・天野 『日本経営史1 近世的経営の展開』岩波書店、 一九九五年)六四頁
- (15)大名貸―延岡藩牧野氏を事例として―」(『宮崎県地域史研究』第二四号、二〇 〇九年)。 中田易直『三井高利』(吉川弘文館、 一九五九年)、拙稿①「三井家の発展と
- (16)安岡重明 『財閥形成史の研究』(ミネルヴァ書房、一九七○年)。
- (17)史研究所編『三井両替店』 三井文庫編『三井事業史』本篇第一巻(三井文庫、一九八〇年)、 (株式会社三井銀行、 一九八三年)。 日本経営
- (18)100一年)、 中田易直『三井高利』 一九八八年)、 吉田伸之 『日本の歴史17 (前掲注15)、 林玲子『江戸・上方の大店と町家女性』 宮本又次『住友家の家訓と金融史の研究 成熟する江戸』(講談社、 (吉川弘文館 二〇〇二年)。
- (19)三谷三九郎・三谷勘四郎 出していることが書かれているが、 「御用留抜書 壱」(三井文庫所蔵史料 ・蔵田七郎右衛門も為替御用請負を希望する願書を提 、為替御用達の一二名には入っていない。 本二〇四 によれば、 海保孫四郎

- (20) 暦三年(一六五七)以前であった。 本両替とは主に金銀を取り扱った両替商。 本両替の成立は江戸が最も古く明
- (21)注9) 五頁、中田易直『三井高利』(前掲注15) 一七二頁。 遠藤佐々喜 「江戸時代の公金爲替制度に於ける御爲替組の発達眞相」 」(前掲
- (22)出版、一九七三年)二一九頁。 「爲替御用達之事」(岩生成一監修『京都御役所向大概覚書』下巻、 清文堂
- (23)松尾涼「江戸幕府大坂御為替について」(前掲注10)七四―七七頁
- (24)府御為替御用について知るためには、貴重な史料である。 れた史料ではあるが、江戸両替店の史料は大部分が焼失しており、三井家の幕 江戸両替店から取り寄せて写し取った七冊のうち二冊目である。後年に編纂さ 「御用留抜書 弐」(三井文庫所蔵史料 本二〇五)。寛政四年に京両替店が
- 年七月二七日より勘定頭。知行三〇〇〇石。 『新訂寛政重修諸家譜』第一―一七五頁によれば、松平美濃守重良は元禄元
- 二年五月三日より勘定奉行。知行一五〇〇石。 『新訂寛政重修諸家譜』第一六―三九三頁によれば、稲生伊賀守正照は元禄
- (27)禄元年七月二七日より勘定吟味役。知行二〇〇石、廩米四〇〇俵 『新訂寛政重修諸家譜』第一八―二四六頁によれば、諸星伝左衛門忠直は元
- 九年九月一一日より勘定奉行。知行三七〇〇石。 『新訂寛政重修諸家譜』第一〇―一四二頁によれば、荻原近江守重秀は元禄
- (29)分かれる(拙稿②「金奉行」大石学編『江戸幕府大事典』吉川弘文館、二〇〇 金奉行は幕府の金庫を管掌する役で、元方(収納)と払方(支出)の二つに 一四二頁)
- (30)『新訂寛政重修諸家譜』第一八―二九六頁によれば、 一年閏正月三日より御金奉行。廩米三五〇俵 大柴清右衛門祐栄は元
- (31)『新訂寛政重修諸家譜』 一年閏正月三日より御金奉行。廩米二〇〇俵 第一六―三一四頁によれば、 大岡喜右衛門忠通は元
- (32)|年閏正月二三日より御金奉行。 『新訂寛政重修諸家譜』 第一〇一三〇九頁によれば、 廩米三〇〇俵 永井内蔵助信晟は元禄
- (33)「御用留抜書 (前掲注24)。
- (34)後藤包 (金座包) は、 一般に小判は百両包、一分金は五十両が主であった。

- 包み方、封印の方法、使用印などはすべて幕府の許可を得た一定の方式をとっ
- 業大学商業史博物館紀要』創刊号、二〇〇一年)六七頁。 小田忠「包銀の流通―包銀の流通は人々にとって役に立ったか―」(『大阪商
- (36)頁 「大坂御蔵定御証文写」(『竹橋余筆別集』近藤出版社、一九八五年)一九六
- 年七月十日より大坂町奉行。知行二六三〇石。 『新訂寛政重修諸家譜』第七―二〇頁によれば、 小田切土佐守直利は貞享三

(37)

- (38)年正月十一日より大坂町奉行。知行二〇〇〇石 『新訂寛政重修諸家譜』第一三―一七頁によれば、 加藤平八郎泰堅は元禄四
- (39) 年九月十八日より大坂の御金奉行。廩米三〇〇俵。 『新訂寛政重修諸家譜』第一一―一四二頁によれば、 八木庄兵衛某は寛文十
- (40)元年七月四日より大坂の御金奉行。廩米四〇〇俵。 『新訂寛政重修諸家譜』第三—三〇六頁によれば、小尾市郎左衛門某は天和
- (41)一年六月十日より大坂の御金奉行。廩米三〇〇俵 『新訂寛政重修諸家譜』第一八―七六頁によれば、 服部半左衛門保儀は元禄
- (42)禄三年十月三日より大坂の御金奉行。 『新訂寛政重修諸家譜』第一六―一五二頁によれば、 廩米三〇〇俵 小林十右衛門直政は元
- (43)武は京都所司代引渡のため上洛している。 『徳川実紀』第六篇(吉川弘文館、一九九二年)一〇一頁によれば、阿部正
- (44)大石慎三郎 『元禄時代』(前掲注3)一六一頁
- (45)「御用留抜書 弐」(前掲注24)。
- (46)りするために設けた機関。 永六年(一七〇七)に廃止された。 箔座は、幕府が金銀などの箔類の製造・売買を統制したり、 元禄九年 (一六九六) に江戸と大坂に設けられ、 税金を徴収した 宝
- (47)柚木学『日本酒の歴史』 (雄山閣、 九七五年) 六二—六七頁
- 内藤耻叟『徳川十五代史』第三編 (新物往来社、 一九八五年)一四二頁
- (49)(前掲注24)。

(48)

- 御用留抜書 (前掲注24)。
- (51) (50) 三井次郎右衛門高伴と思われる。

- (5) 中瀬勝太郎『徳川幕府の会計検査制度』築地書館、一九九○年)六四頁。
- (A) 「御用留抜書 弐」(前掲注24)。
- 10) 一九四―一九六頁。 の銀座手入れの際に追放を命じられた。田谷博吉『近世銀座の研究』(前掲注の) 中村九郎右衛門は元禄一二年より銀座年寄。後に内蔵助と名乗る。正徳四年
- [56] 『通航一覧』第三(国書刊行会、一九一三年)五三〇頁。
- 中藩第五代藩主。 中藩第五代藩主。 第八―二六四頁によれば、宗対馬守義方は対馬国府
- 58 「御用留抜書 弐」(前掲注24)。
- 60 「御用留抜書 弐」(前掲注24)。
- 七年九月朔日より御金奉行。廩米一〇〇俵。 (3) 『新訂寛政重修諸家譜』第二一―九二頁によれば、大村与右衛門貞義は元禄

- 禄一〇年閏二月七日より御金奉行。廩米三〇〇俵。 郷 新訂寛政重修諸家譜』第一八―二四七頁によれば、諸星清左衛門盛明は元
- 九)。なお、戸備前守は井戸備前守ではなく戸川備前守のことである。 (5) 「八朔御目見献上物ノ儀ニ付井戸備前守御達」(三井文庫所蔵史料 殊二三
- 67 「御用留抜書 弐」(前掲注24)。
- 三年一一月二六日より御金奉行。廩米一五〇俵。 『新訂寛政重修諸家譜』第二一―四〇〇頁によれば、杉山久助信行は元禄一
- 69 竹内誠『大系日本の歴史10 江戸と大坂』(小学館、一九八九年)、拙稿③「忍

- (『論集きんせい』第三三号、二〇一一年)。 拙稿④「一八世紀における三井家の大名貸―笠間藩牧野家を事例として―」
- 出版社、二〇一五年)。 出版社、二〇一五年)。 対和明「三井の武家貸と幕府権力」(牧原成征編『近世の権力と商人』山川